第四十三条の三を第四十三条の四とし、第四十三条の二の次に次の一条を加える。

（外貿埠頭業務用不動産の範囲）

**第四十三条の三**　法第八十二条の三に規定する政令で定める不動産は、同条の外貿埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理の業務の用に供する不動産として国土交通大臣が定めるものとする。

2　国土交通大臣は、前項の規定により同項に規定する不動産を定めたときは、これを告示する。

第四十四条の三中「第八十四条の五第二号」を「第八十四条の五第一項第二号」に改める。

第四十六条の十一を次のように改める。

（バイオエタノール等揮発油の製造場から除かれる場所）

**第四十六条の十一**　法第八十八条の七第一項に規定する政令で定める場所は、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十四条第六項の規定により揮発油（法第八十八条の五に規定する揮発油をいう。以下第四十八条の五までにおいて同じ。）の製造場とみなされる場所のうち、次の各号のいずれかに該当する場所とする。

一　揮発油税法第十四条第一項第四号の規定による承認を受けた場所その他財務省令で定める場所（次号において「特定蔵置場」という。）以外の場所

二　特定蔵置場のうち、二以上の者が揮発油を混合して蔵置する場所その他の財務省令で定める場所

第四十六条の十二第一項中「掲げる」の下に「製造場の区分に応じ、当該各号に定める」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　法第八十八条の七第三項前段に規定する政令で定める事項は、同条第一項の規定の適用を受けようとする製造場の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　バイオエタノール等揮発油（法第八十八条の七第一項に規定するバイオエタノール等揮発油をいう。以下この条から第四十六条の十六まで、第四十六条の十八、第四十六条の二十二及び第四十六条の二十七において同じ。）を製造する製造場　次に掲げる事項

イ　届出者の住所及び氏名又は名称

ロ　バイオエタノール等揮発油の製造場の所在地及び名称

ハ　バイオエタノール等揮発油の製造の用に供するバイオエタノール（法第八十八条の七第一項第一号に規定するバイオエタノールをいう。次号、次条第一項、第二項及び第五項において同じ。）又はエチル－ターシャリ－ブチルエーテル（法第八十八条の七第一項第二号に規定するエチル－ターシャリ－ブチルエーテルをいう。次号、次条第一項及び第四十六条の十六第三項から第五項までにおいて同じ。）の別

ニ　法第八十八条の七第一項の規定の適用を開始する年月日

ホ　その他財務省令で定める事項

二　前号に掲げる製造場以外の製造場　次に掲げる事項

イ　届出者の住所及び氏名又は名称

ロ　法第八十八条の七第一項の規定の適用を受けようとする製造場の所在地及び名称

ハ　法第八十八条の七第一項の規定の適用を受けようとするバイオエタノール等揮発油に混和されたバイオエタノール又はエチル－ターシャリ－ブチルエーテルの別

ニ　法第八十八条の七第一項の規定の適用を開始する年月日

ホ　その他財務省令で定める事項

第四十六条の十三第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第六項中「証明済バイオエタノール等を」を「証明済バイオエタノール等（法第八十八条の七第一項に規定する証明済バイオエタノール等をいう。以下この項から第九項まで並びに第四十六条の十六第三項及び第五項において同じ。）を」に改め、「次項及び」の下に「第八項並びに」を加え、同条第七項中「（昭和三十二年法律第五十五号）」を削り、同条第九項中「又は第七項」の下に「若しくは第八項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　揮発油税法第十四条第一項第三号又は第四号の規定に該当する揮発油（証明済バイオエタノール等が混和されたものに限る。）をその製造場に移入した者は、同条第七項の規定により提出する書類に当該移入に係る揮発油の製造者から交付された書類で当該揮発油に混和された証明済バイオエタノール等に係る証明事項、証明事項の異なるごとの当該証明済バイオエタノール等の数量その他財務省令で定める事項が記載されたものの写しを添付し、これを同項に規定する所轄税務署長に提出しなければならない。

第五十条の三中「第九十条の八第一項」を「第九十条の八の二第一項」に改める。

第五十条の五中「第九十条の八」を「第九十条の八の二」に改める。

第五十四条の次に次の一条を加える。

（特別還付金の支給）

**第五十四条の二**　法第九十七条の二第五項第一号イ(2)に規定する政令で定める規定は、所得税法施行令第百八十五条第一項又は第百八十六条第一項の規定とする。

2　法第九十七条の二第五項第一号ロ(1)(i)に規定する政令で定める規定は、所得税法施行令第百八十三条第一項又は第百八十四条第一項の規定とする。

3　一の特定被相続人（法第九十七条の二第一項に規定する特定被相続人をいう。第六項において同じ。）につき特定相続人（同条第一項に規定する特定相続人をいう。以下この条において同じ。）が二人以上ある場合における特別還付金請求書（法第九十七条の二第三項に規定する特別還付金請求書をいう。以下この条において同じ。）又は変更決定請求書（法第九十七条の二第十二項に規定する変更決定請求書をいう。以下この条において同じ。）の提出については、各特定相続人が連署による一の書面で提出しなければならない。ただし、他の特定相続人の氏名を付記して各別に提出することを妨げない。

4　前項ただし書の方法により特別還付金請求書又は変更決定請求書を提出した特定相続人は、遅滞なく、他の特定相続人に対し、当該特別還付金請求書又は変更決定請求書に記載した事項の要領を通知しなければならない。

5　前二項の規定は、法第九十七条の二第四項に規定する相続人が二人以上ある場合における特別還付金請求書又は変更決定請求書の提出について準用する。

6　一の特定被相続人につき特定相続人が二人以上ある場合において、これらの特定相続人は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長（国税審判官を含む。）が発する書類（法第九十七条の二第一項に規定する特別還付金に関するものに限るものとし、滞納処分（その例による処分を含む。）に関するものを除く。）を受領する代表者をその特定相続人のうちから指定することができる。この場合において、その指定に係る特定相続人は、その旨を当該税務署長その他の行政機関の長（国税審判官の発する書類については、国税不服審判所長）に届け出なければならない。

7　前項の代表者の指定については、国税通則法第十三条第二項及び第三項の規定並びに国税通則法施行令第四条の規定を準用する。

8　法第九十七条の二第五項第一号ロに掲げる場合に該当する年分の特別還付金請求書又は変更決定請求書を提出する者は、当該特別還付金請求書又は変更決定請求書に記載した事項（変更決定請求書については、同条第十一項に規定する相違する事実に関するものに限る。）に関して所得税法その他の所得税に関する法令の規定により法第二条第一項第十号に規定する確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示することとされている書類がある場合には、当該書類を当該特別還付金請求書若しくは変更決定請求書に添付し、又は当該特別還付金請求書若しくは変更決定請求書の提出の際提示しなければならない。